

第83回日本産業衛生学会発表演題抄録

演題名(日本語)：

長野県における非正規雇用労働者に対する産業保健活動の現状

演題名(英語)：

The study of occupational health and safety practices for workers who are irregular employment in Nagano, Japan

野見山哲生^{1,2)}、塚原照臣^{1,2)}、江口尚^{1,2)}、津田洋子²⁾、山本貴子²⁾、内田満夫³⁾、鶴塚伸介⁴⁾、石狩雄¹⁾

1) 長野産業保健推進センター

2) 信州大学医学部衛生学公衆衛生学講座

3) 信州大学健康安全センター

4) 信州大学医学部精神医学講座

抄録本文

【目的】本調査は、非正規雇用労働者の産業保健管理体制の構築のため、健康診断・保健指導、メンタルヘルス対策、過重労働対策の現状と実施状況を把握することを目的とする。

【方法】2009年6月、自記式質問紙による調査を実施した。対象は、長野産業保健推進センターの事業場名簿1672社から無作為抽出した500社とした。質問紙は、対象事業場の安全衛生担当者へ郵送し回答を求めた。質問項目は、事業形態、事業場規模、非正規雇用労働者の健康管理体制・健康診断・保健指導の実施状況、非正規雇用労働者のメンタルヘルスならびに過重労働の現状と対策の実施状況、とした。

【結果】回答事業所数は301社(回収率60.2%)だった。回収率は、事業所従業員規模で差は認めなかった($p=0.436$)。業種は製造業が41.4%と最も多く、次いで商業(卸小売業等)13.7%だった。事業場従業員数は0-29人28社(9.3%)、30-49人51社(16.9%)、50-99人100社(33.1%)、100-299人92社(30.5%)、300-499人14社(4.6%)、500人以上16社(5.3%)だった。非正規雇用労働者のうち派遣労働者に対する健康診断結果の確認については、「確認していない」25.9%、「派遣元に確認している」43.5%、「直接本人に確認している」12.9%、「その他」17.6%であった。定期健康診断の実施基準については、「定期健康診断を実施していない」10.6%、「契約時間に関わらず実施」77.0%、「契約時間が正社員の二分の一以上の者に対してのみ実施」3.0%、「契約時間が正社員の四分の三以上の者に対してのみ実施」8.9%、「労働者が自己負担をした健康診断結果を提出」0.4%、「その他」5.2%だった。健康診断後の保健指導の実施については、「保健指導を実施していない」20.2%、「契約時間に関わらず実施」68.9%、「契約時間が正社員の二分の一以上の者に対してのみ実施」0.8%、「契約時間が正社員の四分の三以上の者に対して実施」6.7%、「労働者が自己負担した結果を提出」0.4%、「その他」2.9%だった。メンタルヘルス対策の対象者については、「パートタイム労働者等の直接雇用者は含めている」73.7%、「派遣労働者、請負社員の間接雇用者を含めている」7.5%、「直接雇用者と間接雇用者を含めている」15.8%、「非正規雇用者は含めない」3.0%だった。過重労働対策の対象者の対象者については、「パートタイ

ム労働者等の直接雇用者を含めている」57.8%、「派遣労働者、請負社員の間接雇用者を含めている」5.4%、「直接雇用者、間接雇用者を含めている」20.4%、「非正規雇用者は含めない」16.3%だった。

【考察及びまとめ】非正規雇用労働者における健康診断、メンタルヘルス対策、過重労働対策は、パートタイム労働者等の直接雇用者と、派遣労働者や請負社員の間接雇用者で対応が異なっていた。直接雇用者に対しては、約7割の事業場において、契約時間に関わらず健康診断、保健指導が実施されており、正社員と同様に対応をしていると考えられた。このことは、メンタルヘルス対策や過重労働対策も同様であった。一方で、間接雇用者に対しては、派遣先である各事業場は、メンタルヘルス対策や過重労働対策の対象には含めず、健康管理に関する情報は共有するものの、法定に従い、派遣元での管理としていると考えられた。